

単価契約仕様書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

(担当 小西、大野 電話 251-2397)

件名	(単価契約) 市営保育所産業廃棄物 (缶・ビン類の専ら物) 処分業務
契約期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
契約条件	別紙のとおり

市営保育所産業廃棄物（缶・ビン類の専ら物）処分業務仕様書

1 総則

本業務は、京都市営保育所にて生じる産業廃棄物（缶・ビン類の専ら物）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき、適正に処分することを目的とする。

2 処理条件

- (1) 処分する産業廃棄物は、缶・ビン類の専ら物とする。
- (2) 受け入れた缶・ビン類の専ら物については、リサイクルすること。
- (3) 排出事業場から処理施設への収集運搬業務は含まない。

3 処理予定量

処理予定量は、年間約400キログラムとする。

ただし、予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

3 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 処理料金の請求

処理料金の請求は、単価（消費税込）×搬入量（kg）とし、当月末日までに産業廃棄物処理完了報告書を添えて、本市の指定する方法により請求すること。

5 その他

- (1) 本市は、処理を委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を、速やかに書面をもって通知する。
- (2) 本業務の受託者は、受託した産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに本市に当該事由の内容及び本市が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨につき、速やかに書面をもって通知すること。
- (3) 契約を解除しようとする際に、本契約に基づいて引渡しを受けた産業廃棄物で、未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該産業廃棄物の処理について、適正な措置を講じるものとする。
- (4) 本市は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ受託者に提供すること。
 - ア 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (5) 受託者（中間処理委託を含む）は、最終処分又は再生場所の所在地、最終処分又は再生の方法及び最終処分又は再生に係る施設の処理能力に係る情報は別紙のとおりとする。
- (6) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は、別途契約する。また、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者双方が誠意を持って協議すること。